



# 日本観光振興協会 イベント保険団体制度

- ① 会員様の観光イベントに関するさまざまなリスクを補償します！
- ② イベント民泊にも対応！
- ③ 訪日外国人旅行者受け入れに係るリスクにも対応！

保険期間：2023年11月1日午後4時～2024年11月1日午後4時  
(中途加入の場合：保険料払込締切日の翌月1日午後4時～2024年11月1日午後4時)

**公益社団法人日本観光振興協会**

< お問い合わせ先 >

取扱募集代理店： 運輸福泉会 (TEL：03-3221-8434)

取扱幹事代理店： 運輸福泉会 (TEL：03-3221-8434)

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 公務第一部 公務第一課 (TEL：03-3515-4122)

1.団体保険制度の導入背景と特長	.....	P1
2.保険の補償概要	.....	P2
3.制度詳細「団体イベント保険」	.....	P4
4.制度詳細「団体イベント民泊保険」	.....	P10
5.保険金支払い例	.....	P13
6.ご加入方法	.....	P14
7.ご契約概要・重要事項説明	.....	P15
8.事故が起きた際の手続き	.....	P17

# 1. 団体保険制度の導入背景と特長

## 1. 背景

- ◆ 訪日外国人旅行者の急増や、DMOを核とした地域づくりが推進される中、観光振興の中心として自治体・地方観光協会の果たす役割はますます高まってきております。
- ◆ 一方、インバウンド誘致等、観光施策にこれまで以上に積極的に取り組む中で、イベント時の事故発生等、リスクも同時に拡大する恐れがあります。
- ◆ また、イベント民泊についても厚労省・観光庁が自治体向けのガイドラインを作成し、保険の重要性を示したところですが、こうした新たなインバウンドリスクに対応した保険制度は、まだ整備が進んでいない状況です。
- ◆ 観光庁の2016年度予算概要においても「『次の時代』に向けたインバウンド受入環境整備・観光産業活性化」として「安全・安心の確保」が謳われているとおり、次の時代を万全な備えで迎えるには、積極的な観光施策はもちろん、安全・安心の確保に向けた受入体制の整備が必要です。
- ◆ そこで受入体制整備と安全・安心の確保に向けて、観光イベント等に関するリスクを総合的に補償する、協会会員様向け団体保険制度を2016年度に創設しました。

## 2. 課題

- ◆ 会員によって、保険内容がバラバラで、かつ未加入の可能性がある。
- ◆ 会員が個別に保険を手配しているため、保険料が割高になっている可能性がある。
- ◆ 会員が個別に保険を手配しているため、保険内容に抜け漏れがある可能性がある。
- ◆ 訪日外国人向けのサービスがない。（電話通訳 等）
- ◆ イベント民泊リスクに対応した保険がない。

## 3. 特長

- ◆ 主催・共催するすべてのイベント運営責任を包括して補償できるため、保険の手配漏れが防げます。（イベント保険）
- ◆ 「日本観光振興協会」独自の保険料で加入できます。（イベント保険）
- ◆ 結果として法律上の賠償責任がない場合でも、被害者へのお見舞金・治療費用のお支払が可能です。（イベント保険）
- ◆ 基本補償では支払対象外となる「生産物（食中毒等）リスク」「花火大会リスク」もオプション加入することができます。（イベント保険）
- ◆ 訪日外国人に関する通訳雇入費用（1万円限度）が補償できます。（イベント保険）
- ◆ イベント民泊自宅提供者のリスクに対応した保険制度です。（イベント民泊保険）

# 2-1. 保険の補償概要

本団体制度の補償の対象	支払限度額の種類		支払限度額		
			基本補償	オプション	
			イベントリスク	生産物リスク	花火大会リスク
<b>① 団体イベント保険</b> 記名被保険者の施設の欠陥や仕事の遂行、記名被保険者が実施するイベント等の事業に起因する第三者の身体障害・財物損壊について、被保険者が法律上の責任を負う費用の補償	賠償責任部分		対人・対物共通 1名3億円/1事故10億円 免責金額：なし	対人・対物共通 1名3億円 1事故・保険期間中10億円 免責金額：なし ※基本補償と共有	対人・対物共通 1名/1事故：1億・3億・5億から選択可能 免責金額：なし
	費用特約部分				
被保険者の賠償有無が確定しない際の初期対応費用および治療費用等の補償  訪日外国人への通訳雇入費用	初期対応費用担保特約		1事故限度額：300万円 <うち見舞費用> 被害者1名10万円 <うち通訳雇入費> 1事故1万円 免責金額：なし	基本補償と同額 ※基本補償と共有	基本補償と同額 ※基本補償と共有
	被害者治療費用等担保特約		1事故限度額：1,000万円 <死亡・後遺障害> 被害者1名につき10万円 <入院（1名につき）> 入院期間3日以上：2万円 入院期間15～30日：1万円 免責金額：なし	基本補償と同額 ※基本補償と共有	基本補償と同額 ※基本補償と共有
<b>② 団体イベント民泊保険</b> イベント民泊施設利用に起因する第三者の身体障害・財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う費用	賠償責任担保条項		対人・対物共通 1事故：1億円 免責金額：1事故1千円		
	人格権侵害担保条項		1事故：100万円 免責金額：1事故1千円		
	傷害担保条項		死亡・後遺障害（1名につき）： 1,000万円 入院（1日につき）：5,000円 通院（1日につき）：2,500円		
イベント民泊における自宅提供者が身体に被った傷害に対する補償		傷害担保条項	死亡・後遺障害（1名につき）： 1,000万円 入院（1日につき）：5,000円 通院（1日につき）：2,500円		

別途個別に手配できる保険※	基本補償
(1) 屋外イベント中止費用保険	不測かつ突発的な事由で、屋外イベントが中止された場合に支出した費用を補償
(2) 普通傷害保険	イベント主催者側の怪我等を補償
(3) 動産総合保険	イベント用機材、展示品の火災、盗難等を補償

(※) は、ニーズに応じ各会員様が契約者となって個別にご加入いただくことができる保険であり、団体制度ではありません。個別手配可能な保険は単独での加入もできますが、イベント保険と併せてご加入いただくことを推奨しています。

## 2-2. 保険の補償概要

	団体イベント保険	団体イベント民泊保険
(1) 保険契約者	公益社団法人日本観光振興協会	
(2) 加入者	公益社団法人日本観光振興協会の会員様 (協会会員の、都道府県、市町村、都道府県観光協会・連盟、市町村・その他観光協会、都道府県観光協会・連盟に所属している、観光協会等(団体・第三セクター)も含まれます。)	協会会員様でイベント民泊を実施する自治体
(3) 被保険者(*1)	①記名被保険者：加入者と同じ ②記名被保険者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関 (記名被保険者が法人の場合) ③記名被保険者の使用人 ④記名被保険者の構成員 (記名被保険者が法人以外の社団の場合) ⑤記名被保険者の同居の親族 (記名被保険者が自然人の場合) ※実行委員会形式のイベントを開催する場合、実行委員会を組織する団体や企業を被保険者として追加するオプションもございます。詳しくは代理店までお問い合わせください。(詳細はP9)	イベント民泊実施時の自宅提供者(個人)
(4) 保険期間	2023年11月1日 午後4時 ~ 2024年11月1日 午後4時	イベント民泊実施期間
(5) 補償期間	2023年11月1日 午後4時 ~ 2024年11月1日 午後4時 <b>毎月1日午後4時を補償開始日とする中途加入が可能です。</b>	保険期間と同一(イベント民泊実施期間)
(6) 募集締切	<b>補償開始日の前月20日まで</b> 2023年11月1日補償開始日の場合、日本観光振興協会への加入依頼書の送付および保険料の払込期日は2023年10月20日となります。	イベント民泊実施期間の10日前まで
(7) ご加入方法 詳細はP14をご覧ください	①本募集のご案内にてご加入をご検討ください。(補償内容に関するお問合せは、取扱代理店までご連絡ください。) ②加入をご希望の場合は、日本観光振興協会ホームページに掲載の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上日本観光振興協会まで郵送ください。 ③保険料についても、補償開始日の前月20日までに保険料振込先までお振込ください。	
(8) 保険料	イベントリスクおよび生産物リスク：各会員様の管内人口を基に算出 花火大会リスク：総予算額と支払限度額に応じて算出	自宅提供者数×382円 ※1加入あたりの最低保険料は1,000円
(9) 保険料振込先	みずほ銀行 八重洲口支店 普通預金 1500183 シャ)ニホンカンゴウシンゴウキョウカイ ※振込手数料は差し引かずにお振込ください。 ※振込人名義の先頭に「イベント」の4文字を記載ください。	
(10) 取扱代理店	取扱幹事代理店：運輸福泉会 取扱募集代理店：運輸福泉会	
(11) 引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	



会員市町村様が「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国町村会総合賠償保険」にご加入の場合は補償が重複する可能性がありますので充分にご確認をお願いいたします。

\* 1 被保険者：この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。

# 3-1. 制度詳細 「団体イベント保険」

 会員市町村様が「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国町村会総合賠償保険」にご加入の場合は補償が重複する可能性がありますので充分にご確認をお願いいたします。

<b>1. 対象となる損害</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記名被保険者の施設の欠陥や仕事の遂行、記名被保険者が実施するイベント等の事業に起因して保険期間中に日本国内において発生した身体の障害や財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。</li> <li>● また、被保険者の賠償責任有無が確定しない際の治療費用等や社会通念上妥当な初期対応費用(対人事故の場合の見舞費用等)についても補償します。</li> <li>● 加えて、訪日外国人に関する通訳雇入費用についても補償します。</li> </ul>
-------------------	--

		支払限度額の種類		支払限度額	
		賠償責任部分 (法律上の賠償責任)		対人・対物事故共通 (合算) : 1名3億円 / 1事故10億円 免責金額: なし	
<b>2. 基本補償 〈イベントリスク〉</b>	費用特約部分 (法的責任が確定する前の補償 (※1))	初期対応費用担保特約	1事故限度額: 300万円 (うち、対人事故の場合の見舞費用は被害者1名につき10万円、 事故につき1万円限度) 通訳雇入費は1 免責金額: なし		
		被害者治療費用等担保特約	1事故限度額: 1,000万円 1名あたり(※2) ①死亡および重度後遺障害: 10万円 ②入院: 入院期間31日以上……2万円 入院期間15~30日……1万円 免責金額: なし		

(※1) スポーツ大会の参加者が自己責任で負傷したようなケースでは、社会通念に照らして会員様が対応する必要がない場合があります。このような場合は補償対象外となります。

(※2) 同一の事故により同一被害者に生じた身体の障害が右記①および②に該当する場合は、①および②の合計金額を支払限度額とします。

		支払限度額の種類		支払限度額	
				生産物危険担保特約条項	花火大会補償
<b>3. オプション 〈会員様事業の実態に応じた補償追加 (任意加入。追加保険料で右記の補償が可能です。)&gt;</b>	賠償責任部分 (法律上の賠償責任)		◆◆◆会員様が屋台等で飲食物を来場者に提供する◆◆◆	◆◆◆花火大会を実施する イベントの中に花火を打ち上げるプログラムがある◆◆◆	
			【基本補償と共有】 対人・対物事故共通 (合算) : 1名3億円 1事故・保険期間中10億円 免責金額: なし	対人・対物事故共通 (合算) 1名/1事故 : 1億円・3億円・5億円から選択	
	費用特約部分	初期対応費用担保特約	【基本補償と共有】	【基本補償と共有】	
被害者治療費用等担保特約		【基本補償と共有】	【基本補償と共有】		



会員市町村様が「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国町村会総合賠償保険」にご加入の場合は補償が重複する可能性がありますので充分にご確認をお願いいたします。

### 【お支払いする保険金の種類】

#### <基本補償>

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### 【保険金のお支払方法】

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

本団体制度では、基本補償の賠償責任部分のほか下記の自動付帯特約の内容についても補償対象となります。

#### <付帯特約>

##### ●初期対応費用担保特約条項【自動付帯】

その額および用途が社会通念上妥当と思われる次の初期対応費用を支出したことによって被る損害に対して支払限度額を限度に保険金を支払います。（結果として、会員様に法律上の賠償責任が発生しないことが判明した場合でも補償されます。）

◆事故現場の保存、事故状況の調査・記録、事故原因調査、写真撮影費用

◆事故現場の取り片付け費用

◆会員様（被保険者）の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用

◆対人事故の場合に社会通念上妥当な範囲で行う被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用（花や見舞品の代金、見舞金等）  
ただし、1事故において被害者1名につき10万円が限度になります。

◆通信費

◆新聞等へのお詫び広告掲載費用（保険会社の事前の同意が必要です。）

◆通訳雇入費。ただし、1事故につき1万円を限度とします。

◆その他上記に準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

##### ●被害者治療費用等担保特約条項【自動付帯】

イベント等事業に起因して身体の障害を被った被害者に対し、被保険者がその治療費用等（治療の原因となった身体の障害の発生日から1年以内に支払ったものに限ります。）を支払うことによって被る損害について支払限度額を限度に保険金を支払います。また、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用については、その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。左記について、身体の障害が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

##### ●他保険優先適用特約条項【自動付帯】

他の保険契約等がある場合は、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

##### ●生産物危険担保特約条項【任意付帯】

記名被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または記名被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

##### ●追加被保険者特約条項【任意付帯】

加入者が実行委員会形式でイベントを開催する場合に、その実行委員会を組織する団体・企業を被保険者として追加することが可能です。

### 3-3. 制度詳細 「補償対象となるイベント」

 会員市町村様が「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国町村会総合賠償保険」にご加入の場合は補償が重複する可能性がありますので充分にご確認をお願いいたします。

<p>観光協会・連盟</p>	<p><u>主催・共催するすべてのイベント業務(※後援は対象外)を補償対象とします。</u></p> <p>&lt;補償対象となるイベント業務&gt;                  祭り、観光振興イベント、街コン、スポーツイベント、温泊、商談会、展示会、物産展、ご当地検定試験、視察会、シンポジウム、セミナー、講座、研修会、記念式典、賀詞交換会</p> <p>※花火大会はオプション補償です。</p>
<p>都道府県・市町村</p>	<p><u>主催・共催する観光イベント業務(※後援は対象外)を補償対象とします。</u></p> <p>※観光イベント業務：都道府県・市町村の中でも観光部門が窓口となり担当(主催・共催)するイベントと定義します。例えば商工労働部局が実施する就職説明会は補償対象外です。</p> <p>※花火大会はオプション補償です。</p>

※ただし、だんじり祭、竿灯まつり、御柱祭において、主催者として行うイベント業務を除きます。

### 3-4. 制度詳細 「保険金をお支払いできない主な場合」

次の事由によって生じた損害は、保険金のお支払い対象となりません。

#### <賠償責任部分・費用部分（被害者治療費用・初期対応費用）共通>

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ・建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
- ・施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ・自動車、原動機付自転車または航空機の所有・使用・管理
- ・施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物の所有・使用・管理
- ・販売した商品・飲食物等を原因とする食中毒その他の事故（ただし、生産物リスク（オプション）にご加入いただいた場合はお支払いの対象となります。）
- ・仕事の終了・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故
- ・核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用、貯蔵または運搬中による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- ・汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出（ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理
- ・石綿（アスベスト）・石綿の代替物質（これを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性
- ・医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ・サイバー攻撃 等

#### <賠償責任部分・費用部分（初期対応費用）共通>

- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 等

#### <費用部分（被害者治療費用）固有>

- ・保険契約者、被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・保険契約者、被保険者または被害者の故意
- ・保険契約者・被保険者・被保険者と同居する親族が被った身体障害 等

#### <賠償責任部分（生産物リスク（オプション））固有>

- ・生産物のかしに起因するその生産物の損壊またはその使用不能（生産物の一部のかしによるその生産物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます。）についての賠償責任
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または引き渡した生産物に起因する賠償責任
- ・被保険者が正当な理由なく生産物の回収等の措置を行わなかったことによる損害
- ・被保険者が生産物の回収等の措置に要した費用（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。） 等

# 3-5. 制度詳細「団体イベント保険の保険料」

## 1. イベントリスク（基本補償）及び生産物リスク(オプション)の保険料

管内人口によって適用保険料が変動します。

◆管内人口が400万人以上の場合や、黄色塗箇所は個別にお問い合わせください。

管内人口		保険料（1年間）	
下限	上限	イベントリスク（基本補償）	生産物リスク(オプション)
	2.5万人未満	30,000円	15,000円
2.5万人以上	5万人未満	50,000円	24,000円
5万人以上	7.5万人未満	70,000円	34,000円
7.5万人以上	10万人未満	90,000円	44,000円
10万人以上	12.5万人未満	110,000円	53,000円
12.5万人以上	15万人未満	130,000円	63,000円
15万人以上	20万人未満	160,000円	78,000円
20万人以上	50万人未満	220,000円	110,000円
50万人以上	100万人未満	510,000円	230,000円
100万人以上	200万人未満	990,000円	個別対応
200万人以上	400万人未満	1,816,000円	個別対応

イベントリスクおよび生産物リスクに中途加入される場合は、補償期間に応じた月割保険料となります。

**【計算式】**  
 年間保険料×未経過月数÷12  
 = 中途加入保険料  
 （1円位四捨五入し10円単位）

**<例>**  
**イベントリスクへ中途加入の場合**  
 中途加入（補償開始）日：1月1日  
 補償期間（未経過月数）：10か月  
 管内人口：3万人

50,000×10÷12≒41,670円

## 2. 花火大会リスク(オプション)の保険料

花火大会は総予算額と1事故の支払限度額によって保険料が変動します。

◆花火大会リスクのみの加入はできません。基本補償とセットでのご加入が必要です。総予算が200万円を超える場合は、個別にお問い合わせください。

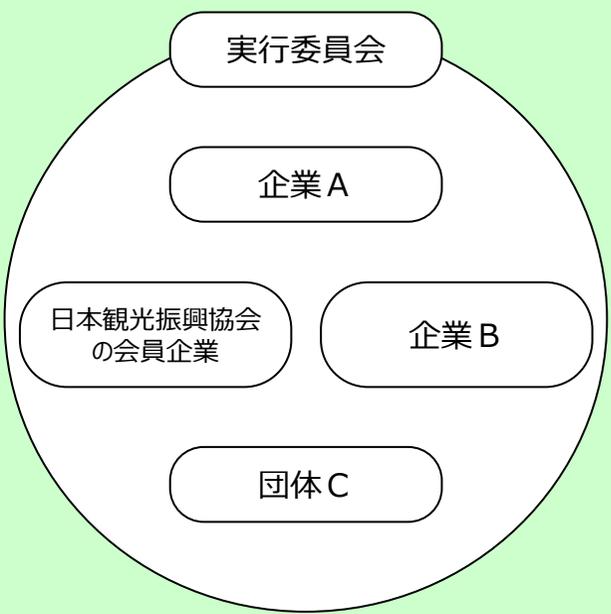
支払限度額	花火大会の総予算額				
	～300万円	～500万円	～1,000万円	～1,500万円	～2,000万円
1億円	75,000円	75,000円	130,000円	195,000円	260,000円
3億円	75,000円	95,000円	195,000円	292,500円	390,000円
5億円	95,000円	160,000円	320,000円	480,000円	640,000円

# 3-6.追加被保険者特約の概要

## 【特約概要】

- ◆地域のイベントなどを開催する際、企業単独で主催する場合がありますが、複数の団体・企業からなる実行委員会を組成し、その実行委員会がイベントを主催する場合などもあると思います。
- ◆本イベント保険は、日本観光振興協会の会員様が記名被保険者となる保険契約であります。本特約条項を付帯すると実行委員会を組織する団体や企業を被保険者として追加することができます。
- ◆本特約条項を付帯する場合は、通常の保険料の10%の割増になります。

## 【特約の概要イメージ】



◆例えば、日本観光振興協会の会員（イベント保険の加入者）と企業A、企業B、団体Cからなる実行委員会を組成した場合、本特約を付帯しなければ被保険者は「P3 2-2.保険の補償概要(3)被保険者①～⑤」の方のみとなりますが、本特約を付帯すればそれ以外の実行委員会を組織するメンバーも被保険者として追加されます。

## 【保険料例】

◆管内人口15万人以上20万人未満かつ花火に関する予算が1,000万円以上1,500万円未満で追加被保険者特約なしの場合

基本保険料：160,000円  
 生産物に関する保険料：78,000円  
 花火リスク（3億円プラン）保険料：292,500円  
 合計保険料：530,500円

◆上記プランに被保険者追加特約を付帯する場合

基本保険料：176,000円  
 生産物に関する保険料：85,800円  
 花火リスク（3億円プラン）保険料：321,750円  
 合計保険料：583,550円

# 4-1. 制度詳細 「団体イベント民泊保険」 ※会員自治体様のみ対象

<対象となる損害>

イベント民泊（\*厚労省・観光庁のガイドラインに準拠したものに限り）の自宅提供者（被保険者）が、イベント民泊活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって、自宅提供者（被保険者）が被った身体の傷害及び、対象となるイベント民泊活動に起因して発生した偶然な事由による他人の身体障害や財物の損壊等について自宅提供者（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。

自宅提供者（被保険者）による不当行為（不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損等）により被保険者が負担する損害賠償責任も補償します。

団体保険契約者	(公社)日本観光振興協会
加入者 (保険料負担者)	イベント民泊を実施する自治体
被保険者	イベント民泊実施時の自宅提供者 (自治体作成の自宅提供者名簿等に記載の者)
保険期間	イベント民泊実施期間
対象条件	イベント開催地の宿泊施設不足が予想され、自治体の民泊要請があった場合
保険料	保険会社にお問い合わせください。 (但し1加入あたり最低保険料は1,000円)

補 償	保険種目：ボランティア活動保険
	(1) 賠償責任担保 支払限度額（1事故）：1億円（対人対物共通） 免責（1事故）：1,000円
	(2) 人格権侵害担保 支払限度額（1事故）：100万円 免責（1事故）：1,000円
	(3) 傷害担保 死亡・後遺障害保険金額（1名につき）：1,000万円 (後遺障害等級に応じて4%～100%の保険金支払割合を乗じて算出した額を保険金としてお支払いします。) 入院保険金額（1日につき）：5,000円 通院保険金額（1日につき）：2,500円

◆ 保険料(例)

A市は主催する花火大会で周辺の宿泊施設が満室となることが見込まれたため、自宅提供者100人によるイベント民泊を実施した。

→自宅提供者100人：保険料 38,200円 ※保険期間終了後、確定精算が必要となります。

イベント民泊ガイドライン (厚労省・観光庁) 抜粋

(3) 自宅提供者に対する損害保険への加入勧奨

イベント民泊を実施しようとする自治体においては、自宅提供者に対し、当該自宅におけるイベント民泊に起因して、宿泊者や近隣住民等の第三者に損害が生じた場合に同損害を填補できる損害保険に加入するよう要請することが望まれます。適切な保険商品がない場合には、保険会社と連携するなどして、イベント民泊にかかる団体保険商品の組成についてもご検討いただきますようお願いいたします。

# 4-2. 制度詳細 「団体イベント民泊保険」 ※会員自治体様のみ対象

## (1) 賠償事故

### 【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他費用
- ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### 【保険金のお支払方法】

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。  
 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

## (2) 傷害事故

【お支払いする保険金の種類】：死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

<b>死亡保険金</b>	傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (※) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を控除した残額をお支払いします。
<b>後遺障害保険金</b>	傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (※) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
<b>入院保険金</b>	傷害により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、入院保険金は重複してのお支払いはできません。)
<b>手術保険金</b>	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院保険金日額の10倍(入院中以外に受けた手術の場合は5倍)をお支払いします。 (1回の事故につき、1回の手術に限ります。)
<b>通院保険金</b>	傷害により、その直接の結果として事故の発生の日から180日以内に通院(往診を含みます。)した場合、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 (支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらにその支払を受けられる傷害を被った場合においても、通院保険金は重複してのお支払いはできません。)

【保険金のお支払方法】：個別にご案内いたします。

## 4-3. 制度詳細 「保険金をお支払いできない主な場合」

この保険では、例えば次の事由による損害(<傷害事故>においては「傷害」)に対しては、保険金をお支払いできません。

### <賠償事故>

- ・保険契約者、被保険者、またはこれらの者の代理人の故意
- ・被保険者の心神喪失に起因する事故
- ・被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
- ・自動車、原動機付自転車、航空機、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用、管理による事故
- ・地震、噴火、津波による損害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ・被保険者の職業上の業務遂行に直接起因する事故
- ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ・被保険者と他人との損害賠償に関する特別な約定により加重された損害賠償責任
- ・核燃料物質や核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ・被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
- ・提供物またはボランティア活動の結果が所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故（ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故を除きます）
- ・被保険者等が行う、人・動物に対する診療・治療・看護・疾病の予防、救急救命処置、死体検案、医薬品や医療用具の調剤・調整・鑑定・授与または授与の指示、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づいて行う施術等の遂行に起因する事故 等

### <傷害事故>

- ・保険契約者または被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用して自動車等を運転している間に生じた事故
- ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- ・頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰痛、その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ・職業または職務に従事している間の事故による傷害
- ・地震・噴火・これらによる津波(当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます。)
- ・戦争、内乱、暴動等によって生じた傷害（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）
- ・核燃料物質や核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（当該事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づき生じた事故によるものも含まれます）等

### 事故発生 1

夏祭りで、待ち合わせの人で道が混雑。人の流れが滞って道路上で動けなくなり、将棋倒しが発生。その結果、子供を含む4名が死亡、30人が重軽傷を負った。

■損害額 : 約4億3,000万円 (損害賠償金+初期対応費用)

### 事故発生 2

高層ビルの広場に設置されたイベント用造作物が風に飛ばされ、隣接するビルおよびテナントに被害を与えた。

■損害額 : 約1,650万円 (損害賠償金)

### 事故発生 3

行政上の規制を十分にクリアする保安距離は保っていたが、打ち上げ花火の火玉が上空の強風に流され、中古車置き場に落下し、塗面に損傷を与えた。

■損害額 : 約1,600万円 (損害賠償金)

※あくまで保険金支払い例であり、実際の事故例とは異なります。

## 6.ご加入方法

### 1. ご加入のご検討

本募集のご案内等により、ご加入を検討ください。

日本観光振興協会ホームページに掲載のExcelファイルにより、見積書作成が可能です。

<ご案内・見積作成掲載場所>

公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ  
[http://www.nihon-kankou.or.jp/home/hoken/event\\_hoken.html](http://www.nihon-kankou.or.jp/home/hoken/event_hoken.html)

### 2. 補償およびお見積り内容に関するお問合せ

補償に関するお問合せ、ご不明点は、取扱代理店までご連絡ください。

<お問合せ先>

株式会社 運輸福泉会（受付時間9：00～17：00）  
T E L : 03-3221-8434 F A X : 03-3221-8435

### 3. 加入依頼書のご送付・団体制度に関するお問合せ

ご加入の際は、日本観光振興協会ホームページに掲載の「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、日本観光振興協会まで郵送ください。団体制度に関するお問合せは、こちらまでご連絡ください。

<加入依頼書郵送先>

公益社団法人 日本観光振興協会 担当：総務課 村上（受付時間9：30～17：30）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目1-1 虎の門3丁目ビルディング6階  
T E L : 03-6435-8331 F A X : 03-6435-6921

### 4. 保険料のお振込み

加入依頼書のご送付をいただきましたら、補償開始日の10日前までに指定口座へお振込みください。

※振込手数料は差し引かずにお振込みください。

※振込人名義の先頭に「イベント」の4文字を記載ください。

<保険料振込先口座>

みずほ銀行 八重洲口支店 普通預金 1500183 シャ)ニホンカンコウシンコウキョウカイ

### 5. ご加入内容のご確認

補償開始月の下旬頃に「加入者証」を東京海上日動火災保険(株)よりお送りいたします。

<加入者証発行元>

東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部公務第一課（受付時間9：00～17：00）  
T E L : 03-3515-4122

# 7-1.ご契約概要・重要事項説明

## 〈団体契約について〉

日本観光振興協会イベント保険団体制度は、公益社団法人日本観光振興協会（以下日観振）を保険契約者とし、①協会会員の都道府県、市町村、都道府県観光協会・連盟、市町村・その他観光協会、一部会員外の観光協会・連盟を記名被保険者とする施設賠償責任保険と、②イベント民泊における自宅提供者を被保険者とするボランティア活動保険から成る団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日観振が有します。

- ◆告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります。)
- ◆通知義務：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
- ◆保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続する事が可能なケースがありますので、詳細は照会窓口までお問い合わせください。
- ◆加入者証：加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着するまでの間、本ご案内書や加入依頼書控え等の加入内容が分かるものを保管いただきますようお願い致します。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願い致します。ご加入後、1ヶ月経過後も加入者証が届かない場合等、ご不明な点があれば、団体窓口にご照会ください。なお、本ご案内書には、ご加入上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

### ◆他の保険契約等がある場合

#### (施設賠償責任保険)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、損害額が他の保険契約等により支払われるべき保険金または共済金の額とその免責金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

#### (ボランティア活動保険 賠償責任担保条項のみ)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

#### 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- ◆補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- ◆保険金請求の際のご注意：施設賠償責任保険、ボランティア活動保険の賠償責任担保条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

## 7-2.ご契約概要・重要事項説明

### ◆保険会社が破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限り））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

(注) 保険契約者が「個人等」以外の者である保険契約であっても、その被保険者である「個人等」がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

◆**この保険には、保険会社および代理店が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。** 従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

◆保険金請求書類については医師の診断書、治療費用等の支払いを証明する書類等、保険会社所定の必要書類をご提出していただけます。詳細については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆施設賠償責任保険は、管内人口に基づいて保険料を算出します。

◆取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

◆この案内書は施設賠償責任保険およびボランティア活動保険の概要等をご紹介します。保険の詳細は契約者である日本観光振興協会が持つ保険約款によります。保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または引受保険会社へご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このご案内書の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

### <重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の「お問い合わせ先」にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料  
有料

注意  
喚起情報

## 8.事故が起きた際の手続き

### 事故が起きた場合の手続き

#### 団体イベント保険（施設賠償責任保険）

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容、その他必要事項について、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。後日、書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、ご提出をお願いいたします。

ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### 団体イベント民泊保険（ボランティア活動保険）

##### <賠償責任担保条項>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事故について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権が、時効(3年)がありますのでご注意ください。

##### <傷害担保条項>

被保険者が傷害を被った場合は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度等の必要事項を代理店または引受保険会社にご通知ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

### 【事故時連絡先および取扱募集代理店】

#### 運輸福泉会

〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル  
(受付時間9:00~17:00) T E L : 03-3221-8434 F A X : 03-3221-8435

### 【引受保険会社】

#### 東京海上日動火災保険（株） 公務第一部 公務第一課

(受付時間9:00~17:00) T E L : 03-3515-4122